

届出制手数料に係わる手数料表及び返戻金規定について

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
【職業紹介サービス】 求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス 【職業紹介の付加サービス】 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 ■ 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の (内定書及び労働条件通知書等に記載されている額) 45% ■ 期間の定めのある雇用契約書の契約の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） 45% 手数料負担者は、求人者とします 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の(内定書及び労働条件通知書等に記載されている額) 45% 手数料負担者は、求人者とします。
【サーチ/スカウトサービス】 特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 200,000円 活動一日当たり 50,000円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の(内定書及び労働条件通知書等に記載されている額) 45% 手数料負担者は、求人者とします。
【再就職支援サービス】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	着手金・相談・助言 100,000円 成功報酬 100,000円 手数料負担者は、関係雇用主とします。 成功報酬 ■ 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の (内定書及び労働条件通知書等に記載されている額) 45% ■ 期間の定めのある雇用契約書の契約の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） 45% 手数料負担者は、求人者とします
返戻金規定	あり（但し、本人都合による退職に限る） 入社後1ヶ月未満で退社した場合、手数料の100%を返還します 入社後3ヶ月未満で退社した場合、手数料の30%を返還します * 但し、非常勤雇用または紹介予定派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、本返戻金規定は摘要されません。 * また、返戻金規定は有料職業契約書により別の定めをする場合があります

上記届出制手数料は消費税が含まれておりません。 別途加算となります

許可番号 27-ユ-304051

事業所の名称及び所在地 ファストワークスジャパン株式会社 箕面桜井分室

〒(562-0043) 大阪府箕面市桜井2丁目2-21 TSビルI 2・3階